

日本の国旗・国歌としての「日の丸」と 「君が代」の各側面

景 山 弘

岡山理科大学教養部

1991年9月30日 受理

1) 近代国家に国旗・国歌の登場

激動するソ連の国内政治のなかにあって、1991年8月2日に開かれたロシア共和国最高会議では、多くの議員が「我々の勝利をだれかが奪うことのないよう、あらゆることをやる」と発言。改革派のシンボルの3色旗（赤・青・白のかってのロシアの旗）を槌（つち）と鎌（かま）のこれまでのソ連国旗に代えて、新共和国旗とする提案があっさりと可決された。そして、集まった市民を前に、この3色旗を振るエリツィン：ロシア共和国大統領やロシア革命以来初めてクレムリンに翻った革命前のロシアの3色旗が報道された。一方、東京国立競技場では、168ヶ国・地域から1705人の選手を集めて、第3回世界陸上選手権大会の開会式（23日）が行われ、入場行進では和服姿の国名プラカード女性と参加国の国旗の先導で各国選手団が登場した。クーデター騒ぎで一時は参加の危ぶまれたソ連選手団を含めフィールドに整列した後、日の丸の掲揚に合わせて、声楽家の東敦子さんが君が代を独唱したという。また、各競技種目の優勝者等の表彰にあたっては、その国の国旗が掲揚され、優勝者の栄誉を称えて国歌が吹奏された。しかしながら、この場では、ソ連のクーデターに反対し、エリツィン・大統領を熱狂的に支持した民衆が、うち振ったあのロシア3色旗は一度も掲揚されてはいない。末だ主権国家としての世界の一般に認められていないロシア共和国の旗は国旗ではないからである。

では、国旗・国歌は一体どのようにして発生・成立し、どのような経過を辿って、近代国家の国民の間に普及、定着してきたか。

A) まず、国旗について述べると、国家を表徴するものとして法制的にあるいは慣習的に定められた尊厳な標識である。国家を象徴する旗であるため、憲法や法律で多くの国がそれを定めているが、そうでない慣習的に定着している国も見受けられる。厳密な意味での国旗が発生・制定されたのは、勿論、近代国家成立後のことであるが、その原型となったのは戦場における敵味方識別のための旗や幟であったと言われる。それは時には部族の象徴であったり、あるいは特定の軍團のシンボルであったりした。それが国旗に近い性格を帯びるようになったのは、十字軍遠征の時であったという。ヨーロッパ各地から集まったキリスト教徒の軍團は、みずからの象徴として十字架を用い、それ

によってお互いの識別と連帶を確認し合ったといわれる。

近代国家において、国家を表徴する真の意味での国旗が制定されるようになったのは、18世紀のフランス革命以降で、トリコロールと呼ばれるフランスの国旗＝三色旗は、フランス革命がそのスローガンとして掲げた自由、平等、博愛の3つの価値を青、白、赤の色（フランス第五共和国憲法〔1958年制定〕第5条）で表し、そのことによって革命精神を象徴したものと言われ、1794年フランスの国旗と定められた。（その後、別の国旗が制定された時代もあったが、1830年の7月革命以後、再びこの三色旗がフランスの国旗となった。）

アメリカ合衆国の国旗は、星条旗（the Stars and Stripes）であるが、赤・白交互の13条の縞（独立当時の州の数）と旗の左上方に藍地に連合各州の数（現在は50州）に相当する50の白色星を表している。最初の旗は、1776年1月2日、Massachusetts州のCambridgeにおいて、G. Washingtonにより初めて掲げられた。赤白の13本の線と一方のすみに青地に St. George 及び St. Andrew 十字（英國国旗と同じ）を描いてあったが、翌7年、前記の十字に代わる青地に白の星13を置くことにし、6月14日にこれを正式の国旗と認めた。これを記念して、1949年アメリカ議会は、同日を Flag Day（国旗記念日、法定記念日（legal holiday）ではなく、主として学校で祝典が行われる）と決めた。その後、州も次第に増えたため1818年についに線も星もその数が20個となるなどあまりにも複雑となつたので、同年4月に赤白帯は13条と一定し、州の増加するに伴い星章を増加させた。1912年 Arizona と New Mexico が州となって以来、48個の星章はかなり長く続いたが、56年に Alaska、60年に Hawaii が準州（territory）から昇格して州となったことから、現在の星章は50となつた。（結局アメリカの国旗は27回目の変更が行われたこととなる。）

イギリスの国旗は、"Union Jack"と呼ばれているが、正式の名称は1801年から用いられている"Union Flag"（合同国旗）である。この名称は3国合併の前 James I世の時代にEnglandとScotlandが合併して、その国旗をGreat Unionと名づけたが、3国連合後もその名称だけが残り、James I世の俗称であるJackを加えて、いつしか呼ばれるようになったという（異説あり）。一般に Jack といえば船首の旗竿（jack staff）に掲げる国籍を示す小旗＝船首旗のこと、これが広く国旗に転用されたものらしい。この Union Jack は、イギリスの歴史を反映しており、1606年にそれまでのイングランドの旗であった St. George の赤十字（白地に赤の十字）とスコットランドの旗である St. Andrew の白十字（青地に白色の斜め十字）を組み合わせて最初の国旗ができた。その後1801年には更にアイルランドの白地に赤色の St. Patrick の赤十字（白地に赤色の斜め十字）を加えたもので、この3種の赤十字旗を組み合わせて現在の国旗の図柄となつた。そして、Nelson提督はこの3種の旗をまとめたものを用いて戦いに臨み、名誉の戦死を遂げたことから、英国民はこの旗をもって靈棺をおおい厚く葬ったという。このような関係で1801年に3国が会議を開いて、この旗をもって3国連合の新国旗と定めたという。

20世紀中葉、かつての植民地であった国が次々と独立したことから、世界の国数は著し

く増加したが、これらの国々は、それぞれの伝統的シンボルや地理的な位置を象徴する記号や色彩を使って、必然的に新たな国旗を制定してきた。現在、国際連合加盟国は166ヶ国（1991年9月現在）、未加入国を含めるとそれ以上の国旗があることになる。

国旗は、国際法上、国家を表徴するものとして、各国が一定の形式要件を付して公式に定めた旗であると同時に、国家の名誉を代表するものとして外国に通報され、相互に認知されることによって国際法上の効果を生ずるとされている。国際社会が法的には主権を有する国家を最も基礎的構成単位としていることから、国旗は国家を表す重要な一つの手段であるといえる。したがって、一般に儀式的に重要な意味をもつ。国際連合その他の国際機関には加盟国の国旗がことごとく掲げられているし、オリンピック（同憲章57・58・59の各条）をはじめ、もちろんの国際行事や競技大会などにも参加国のすべての国旗が用意されている。そこで、自国及び外国国家の国旗に対してこれを尊重し、敬意を払うことは当然であるし、また、国旗の不当・不正な使用や濫用を行ってはならず、¹国旗に対する一定の保護が与えられなければならないであろう。国際法上、国旗には次のような権利及び義務を与えることが一般的に承認されている。

ア) 国旗の尊重 外国の国旗に対して、これを故意に毀損・除去・汚穢したり、若しくは侮辱を加えるような行為があれば、その国の名誉を侵害するものとして、損害賠償あるいは陳謝などの要求対象となる。

イ) 外交使節の国旗掲揚 大・公使、領事館及び公邸ならびに外交使節団の長の輸送手段には、本国の国旗を常時掲揚することが認められている。

ウ) 儀礼、陳謝のため国旗掲揚 外交儀礼上あるいは国際的な侮辱などに対する陳謝の意思表示として、国旗が掲揚・下降されたり、また相手国の掲揚する国旗に対する表敬が行われる。

エ) 商船の国旗掲揚 公海上においては、「公海に関する条約」によって船籍国の管轄権を外見上表示する手段として、国旗の掲揚が義務づけられている。アンガリー権(right of angary = 非常徵用権、非常取用権。戦時において交戦国が自国の領域または自国の軍隊が占領している地域に一時的に入ってきた中立国の輸送機関を、緊急の必要がある場合に、十分な補償を支払うことを条件として、強制的に徵用しうる権利) その他の特別な場合を除いて、他国の国旗を使用したり、自国以外の国旗の使用を認めることは許されていない。複数の国旗を掲揚する商船は、国旗を掲揚しない商船と同様、いかなる保護も受けられない。

オ) 軍艦の国旗掲揚 公海たると外国領海たるとを問わず、軍艦に対する管轄権は入ってきた旗国がもっている。国旗はこの事実を示すためと、外国船からの敬意を受けるために掲揚される。外国領海においては、無害航行の意思を表示するため国旗を掲揚しなければならない。

カ) 個人の国旗掲揚 國際礼譲ならびに相互主義にもとづいて本国の祝祭日など特定の

日に限って国旗の掲揚が外国人に認められている。滞在国の国旗掲揚もまた、同様の条件の下に外国人に認められる。

キ) 戦時における国旗掲揚 船舶の中立もしくは敵性を決定する標準の一方式とされる。

また陸戦及び海戦においていわゆる戦時奇計として、交戦国に外国（敵国もしくは中立国）の国旗を一時的に使用することが認められている。ただし、攻撃を開始する場合は、自国の国旗を掲揚しなければならない。なお、戦時あるいは内乱などの非常事態においては、住所あるいは事務所などに本国の国旗を掲揚することが外国人に認められている。

ク) このほか、国旗のデザインや模様なども十分に保護される必要があり、「工業所有権の保護に関するパリ条約」では、国旗は、国の紋章などと共に、商標や商標の構成部分としては登録を拒絶又は無効とされるべきものと定めている。

B) 次に、国歌について述べると、国家の成立の経緯を反映し、その象徴として、かつ国民の統一的感動を表現する歌曲で、各国の国歌は憲法や法律できめている国家もあれば、慣行に基づいて認めている国家もあるといったようにさまざまだが、少なくとも2つの共通点がみられる。第1は、国歌を単なる伝統や既成事実を根拠にきめるのではなく、文字通り一国の国家形態あるいは憲法体系に密接な関係をもち、その国家に最もふさわしい制式と内容を具備した歌曲を国歌として認めていること。第2は、国民又は民族を統合する機能を果たし、国民統一の感動を表現する歌曲を国歌に選んでいることである。

国歌は19世紀以降の近代国家の成立に伴い、国内及び国際的な公式行事における使用の要請から作られたものがほとんどである。したがって、その国民が国歌を歌い、あるいはその演奏を聞くことによって、国家の独立と民族精神の高揚を、おたがいの連帯意識のうちに、強く認識しあうという働きを持っている。つまり国歌の第1の機能は、他国に対して自国の独立性を示すことであり、第2の機能は一つの国の内部的結束を強化することである。

国歌の第1の機能は、二つ以上の国にかかわる行事、例えば、元首や艦隊の訪問の際の儀礼的な国歌演奏によくみられる。その演奏に際して、行事に参加した者や聴衆の起立や脱帽などが国際的に要求されるのも、国家の音楽的象徴という国歌の第1の機能のためである。また、国歌は視覚的象徴の国旗と似て、ある国家が他の国家を占領したり、支配したりする場合に、抑圧される側の国歌の使用が制限または禁止（戦後の我が国的事情については後述する）されることがある。一つの国の内部でも、政体の変化が国歌に変化をもたらすことがある。フランス革命と結びついたフランスの国歌《ラ・マルセイエーズ》がナポレオン3世の第二帝政時代に、皇帝の母によって作曲されたといわれる《シリアに向けて出発しよう》に替えられた。ソ連も革命後は、帝政時代の国歌を捨てている。ハイドン作曲で有名な《神よわれらの皇帝を守りたまえ》も、1919年までオーストリア国歌として使われ、22年からは歌詞が《世界に冠たるドイツ》に変えられてドイツ国歌となり、ナ

チスによるオーストリアの合併後はオーストリアでも歌われ、第2次大戦後は歌詞を再び変えて、ドイツでのみ使われている。このように政体の変化は歌詞だけに影響を与える場合もあり、まれには、歌詞なしの器楽として古い旋律だけを残すこともある。

国歌の第2の機能である国内的結束の強化は、国家的行事、公共団体や学校などの行事、スポーツや芸能の集まりにおいて、参加者に演奏を聞かせたり、歌わせたりすることによって達成されている。国際的な性格をもたない音楽会やスポーツ、あるいは放送において、その開始または終了に際して国歌を用いるのもこの機能に関係している。

アメリカの国歌”The Star Spangled Banner”は、1931年にアメリカ合衆国の国歌と規定された。(36 U. S. C. [以下 United States Code『合衆国法律集』をいう] §170)

1814年の第2次米英戦争の際、Baltimore の McHenry 城で夜明けに翻る星条旗を見た感動を、友人救助のために敵地に赴いた弁護士 Francis Scott Key が作詞。これがイギリスの歌”To Anacreon in Heaven!”のメロディで歌われた。

イギリスの国歌”God Save the King (Queen)”は、詩人・音楽家 Henry Carey の作詞、作曲と伝えられていたが、今日では不詳とされている。最初の演奏記録は、1745年ロンドンの劇場で演奏された愛国の大曲だとされている。この旋律はいくつかの他の国々でも使用され、また我が国の「文部省唱歌」(くろがねの船)に借用され、さらに変奏曲の基調として、ハイドン、ベートーヴェン、ブラームスの作品にも取り入れられているという。

2) 国旗・国歌としての「日の丸」・「君が代」

ア) 「日の丸」の由来

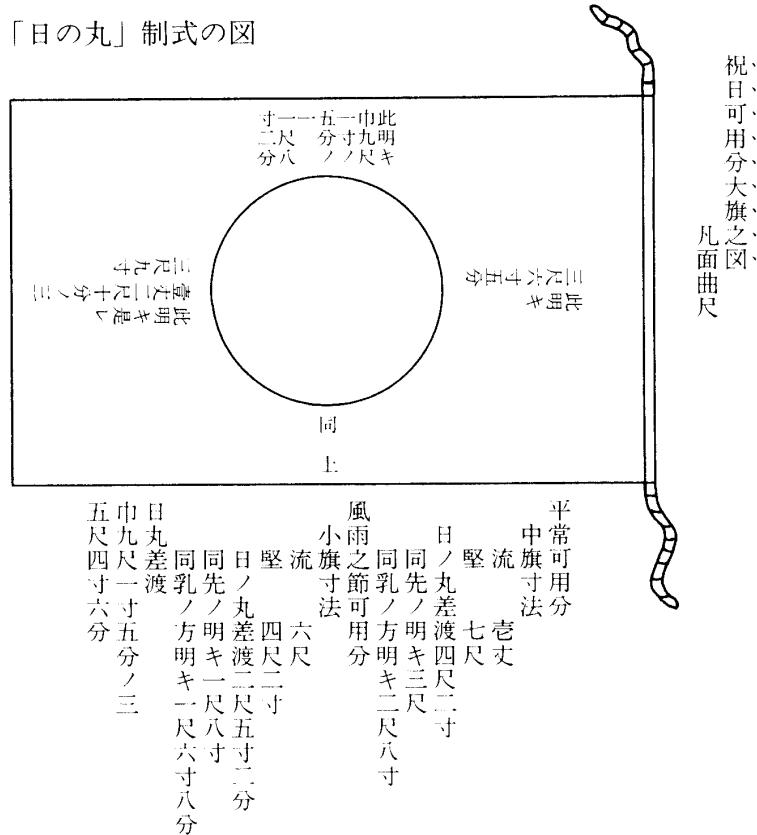
「日の丸」は、太陽をかたどったものであり、古くから太陽及びその日照は農耕民族にとって生産に絶対必要であったところから、多くの民族によって神格化されてきた。日本でも例外ではない。旗のデザインに太陽をかたどったのは、大宝律令が制定されて古代天皇制の完成をみた701年(大宝元)年正月といわれている。そしてこの旗は、多くの場合、権力の正当化を誇示するいわゆる『錦の御旗』として、また、同時にめでたいものとして使われてきたという。その後、朝廷の権威が地に落ちた中世、とくに戦国時代には、多くの戦国大名や武将達によって太陽をあらわした軍扇や旗差物などに用いられるようになった。この時代では、めでたいことのシンボルとして用いられたが、別段権力の正当性を誇示する旗としては使われてはいなかった。

それが江戸時代の末期に至り、徳川幕府の総船印として西回り・東回りの御城米廻船の旗印、つまり幕府船の標識として掲げられるようになって復活した。しかし、異国船が日本近海に出現するようになり、また日本でも大船建造が必要となって薩摩藩(藩主島津斉彬)の要求によりその建造が解禁となったことから、これら日本で建造された大船を外国船と区別する必要に迫られて、1854(安政元)年7月、『大船製造之儀ニ付イテハ、異国船ニ紛レザル様、日本總船印ハ、白地日之丸幟相用ヒ候様、仰セ出サレ候』の触れ書が出さ

れて、公的にも日本艦船の旗印として「日の丸」の旗が使用されるようになった。日本に於ける大船建造第1号となった薩摩藩建造の”昇平丸”が翌年3月に幕府に献上され、船印に「日の丸」の旗を掲げて品川に入港したのである。更に、60（万延元）年、勝海舟の咸臨丸が「日の丸」の旗を掲げて太平洋を横断した。ところが戊辰戦争のとき、船印・標識として復活した筈の「日の丸」の旗は、官軍側は”菊花”をかたどった『錦の御旗』とともに使用したが、また幕軍側も「日の丸」の旗を使用した。かって権力の正当性を誇示するため利用された「日の丸」の旗は、ここで敵・味方の識別の役割りと一緒に復活したため、この間かなりの混乱を生じたらしい。

そこで70（明治3）年1月27日に至り、政府は太政官布告「商船規則」において、日本の船舶に限って「御国旗之寸法別紙之通ニ候事」として「祝日可用分大旗之図」（なお、平常可用分の中旗寸法及び風晝之節可用分の小旗寸法〈但大旗ハ祝日ニ引揚平日ハ小旗引揚ケ風雨晦暝之節ハ小旗迄引卸置不苦候事〉が定められた）（下図参照）。また、陸・海軍については、別途、同年5月の「陸軍御国旗」や10月の「海軍御旗章、国旗ならびに諸旗章」の太政官布告（両布告とも、現在では失効）で定められた。だが、これらの布告の「日の丸」の旗の寸法はそれぞれ僅かに異なっており、日の丸の直径や色具合も違っていたといわれている（なお、現在自衛隊において使用する国旗については、『自衛隊の旗に関する訓令』第4条別表でその区分、寸法等の制式が定められている。ちなみに、東京オリンピックで掲揚された日の丸の色・形については”日の丸をどう描くか”（吹浦忠正著：文芸春秋

「日の丸」制式の図



1991年9月号)に詳しい。)

この太政官布告「商船規則」の規定は、現在でも通用する法令とされるが、ここでいう意味の国旗としての「日の丸」は民間船舶の日本国籍を示す船印としての標識であると言つてよいだろう。従つて、1899年制定の『船舶法』(明治32年3月8日法律第46号)(※)は、この間の経緯を踏まえたうえで、日本の各船舶に国旗=つまり「日の丸」の旗の掲揚を義務づけた最初の制定法と言ってもいいだろう。

※「船舶法(抄)」

第2条(日本国旗掲揚権) 日本船舶ニ非サレハ日本ノ国旗ヲ掲クルコトヲ得ス

第7条(国旗掲揚義務及び法定事項標示の義務)

日本船舶ハ法令ノ定ムル所ニ從ヒ日本ノ国旗ヲ掲ケ…(省略)…ルコトヲ要ス

第22条(国籍を偽る目的を以てする国旗掲揚等に関する罰則)

日本船舶ニ非ズシテ国籍ヲ偽ル目的ヲ以テ日本ノ国旗ヲ掲ゲ…(省略)

…航行シタルトキハ船長ヲ2年以下ノ懲役又ハ10万円以下ノ罰金ニ処スル此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ没収スルコトヲ得

②前項ノ規定ハ船舶が捕獲ヲ避ケントスル目的ヲ以テ日本ノ国旗ヲ掲ゲタルトキハ之ヲ適用セズ

③日本船舶が国籍ヲ偽ル目的ヲ以テ日本ノ国旗以外ノ旗章ヲ掲ゲタルトキ亦前二項ニ同ジ

第26条(国旗掲揚義務違反の罪)

第7条ノ規定ニ從ヒテ日本ノ国旗ヲ掲ケサルトキハ船長ヲ5万円以下ノ罰金ニ処ス

しかし、日本の国旗=「日の丸」一般について規定する法律は、この『船舶法』を除き、制定されていない。

このように船印としての「日の丸」の旗は、72(明治5)年11月24日の通達により、外国の国旗掲揚の習慣をみならい、一般では祝祭日に、また海外との交流の場では常時、「日の丸」の旗を掲げることとされてきた。

ここで注目すべき事柄の1つは、「日の丸」の旗は、前述の太政官布告でこそ”国旗”とされたが、近代的な立憲国家となってからの我が国では法律で所要措置が講ぜらないまま現在までできているということである。そのために法律で正式に国旗と決めようとする動きも見られた。1931年(昭和6)年3月、「大日本帝国国旗法案」(※)が議員立法で帝国議会に提出されて審議されたことがある。しかし、当時は満州事変勃発など軍部台頭の時期と重なって審議は空転し、結局衆議院は通過したものの、貴族院で審議未了、廃案となった。もう1つは、明治初期以来我が国では、「日の丸」の旗を単なる標識、あるいはデザインに過ぎないという捉え方しかしていなかったことである。本当に国旗として大事に取り扱うな

らば、「日の丸」は国のシンボルとしてもっと尊重・神聖化されてしかるべきものであるのに、アメリカにおける星条旗に対するマナーなどと異なり、きわめて粗末に扱われてきたという経緯（例えば旗に寄せ書きをして、出征兵士に託する）さえ残念ながら見られることであろう。

(※)「大日本帝国国旗法案」

- 第1条 大日本帝国国旗ハ本法ノ定ムル所ニ依ル
- 第2条 国旗ノ布地ハ白布ヲ用イ縦径ハ横径ノ3分ノ2，日章ハ紅色トシ其ノ
円径ハ国旗ノ縦径ノ5分ノ3其ノ位置ハ旗面ノ中心トス
- 第3条 竿球ハ金色トス
- 第4条 旗竿ハ竹ヲ用イ地色ト黒塗色各4寸宛トシ頂部ハ地色トス，但シ門前
ニ掲揚セサルトキニ限り本条ニ依ラサルコトヲ得
- 第5条 国旗ハ皇室ノ慶弔事，國ノ祭日祝日及國ノ慶弔ノトキ掲揚ス
- 第6条 国旗ノ掲揚ハ日出ヨリ日没迄トス，但シ夜間掲揚スルコトヲ得
- 第7条 大喪中国旗ヲ掲揚スルトキハ竿球ハ黒布ヲ以テ蔽ヒ且竿球ト国旗トノ
間ニ国旗縦径ノ6分ノ1，横径ハ国旗ト同一ノ黒布ヲ附スヘシ
- 第8条 忌旗ヲ掲揚スルトキハ竿球ヲ黒布ニテ蔽ヒ国旗ハ竿頂ヨリ国旗ノ縦径
2分ノ1下部ニ掲クヘシ
- 第9条 国旗ヲ交叉シテ掲揚スルトキハ外ヨリ内ニ向テ右方ノ旗竿ヲ外側ニ置
クヘシ
- 第10条 外国旗ト国旗ヲ併テ掲揚スルトキハ旗竿ヲ併立又ハ交叉スルモノトス，
此ノ場合外国旗ハ外ヨリ内ニ向テ左方ニ掲揚スヘシ，交叉スルトキハ
前条ニ拠ル
- 第11条 国旗ノ取扱ハ厳粛ヲ旨トシ苟モ尊嚴ヲ汚瀆スヘカラス

第二次世界大戦の終了とともに、1945年10月、GHQは国旗の自由掲揚禁止の指示を出したが、1947年5月(マッカサー書簡)，国会，最高裁判所，首相官邸及び皇居に、続いて翌年3月(連合国総司令部覚書)，国民祝祭日における国旗の掲揚が許可されるまで、その使用は許されなかった。そして掲揚許可に当たって、連合国最高司令官マッカーサーは日本国民に対して、1949年元旦の年頭メッセージで「余はここに諸君に対し、諸君の国旗を再び国内において無制限に使用し、掲揚することを許可する」と述べて、”この国旗が人間のひとしく探し求めていた正義と自由の不易の観念に立脚した平和の象徴として、どこしえに世界の前にひるがえらんことを願う”と新しい意味を持つ旗としての期待を表明した。

この後の「日の丸」は正式に国旗として法的措置がとられないまま、再び、教育的側面において、戦前同様、その掲揚の義務づけ化が行われてくるようになってきた。

イ) 「君が代」の由来

「君が代」が日本の国歌と定められたことは、これまで1度もなかった。むしろ、「君が代」とは別に国歌をつくろうと計画されたことさえあった。その点が前述の「日の丸」とはその由来を異にする過程を経てきている。

「君が代」の歌詞の原型は、905（延喜5）年の勅撰集『古今和歌集』の巻第七、賀歌のトップに「題しらず、読人しらず」で載っている『わが君は千代（世）に八千代（世）にさざれ石の巖となりて苔のむすまで』がモデルであるとされている。長寿を祝う歌とされ、伝本によつては『千代（世）にましませ』とか、『苔のむすまでに』と違ひもあるが、いずれにしても、『わが君は』となつていて、『君が代は』とはなつていない。

『わが君は』が現行の歌詞「君が代は」となつたのは、1013（長和2）年の『和漢朗詠集』（藤原公任撰）の1228（安貞2）年の写本（宮内庁所蔵）に記載されているところによるものとされている。

この「君が代」の君が誰を指すのか、〔広辞苑〕では、『人を敬い親しんでいう「君」、あるいは君主の、寿命ないし栄える時』、次に『天皇の治世を祝った歌』としている。ところが、〔大辞林〕では、『天皇の治世を祝う歌』と記し、次に『我が君の御代』『あなたの御寿命』などが続き、両書で、その記述の順序が逆転しており、その解釈は確定していない。この解釈について、教育的側面から眺めてみると、

1937年刊の教科書（尋常小学修身書卷四）では、”「君が代」の歌は、我が天皇陛下のお治めになる此の御代は、千年も萬年も、いやいつまでも続いてお栄えになるようにという意味で、まことにおめでたい歌であります。私たち臣民が「君が代」を歌うときには、天皇陛下の萬歳を祝ひ奉り、皇室の御栄を祈り奉る心で一ぱいになります”と。

また、42年刊の教科書（初等科修身二）では、”この歌は、「天皇陛下のお治めになる御代は、千年も萬年もつづいておさかえになりますように。」という意味で、国民が心からおいわひ申しあげる歌であります。「君が代」の歌は、昔から、私たちの先祖が、皇室のみさかえをおいのりして、歌ひつづけて來たもので、世々の国民のまごころのとけこんだ歌であります”と教えており、そのいずれもが「君」は天皇を指してその御代をたたえる歌であることを教えていることは明白である。

「君が代」の作曲については、1869年頃、横浜駐在の英國軍樂隊長ジョン・ウィリアム・フェントンが『儀式用の歌』の必要性を説き、薩摩の大山巖が薩摩琵琶の曲『蓬萊山』の中から「君が代」を選定し、それにフェントンが曲をつけたといわれている（異説あり）。70年9月、東京の越中島で薩摩・長州・土佐三藩の兵に対する天覧調練（天皇の觀兵式）でこの曲は披露された後、海軍の儀礼曲となつたが、日本語を知らないフェントンが作曲したためか、世間の人に受け入れられることもなく間もなく廃止されるに至つた。80年、海軍省は軍樂曲にふさわしい曲の改訂をと宮内省雅樂課に依頼し、エッケルトや林廣守等が作曲したのが、現在の「君が代」の曲であるといわれ、同年11月、天長節（明治天皇誕生日）に初めて演奏されたという。しかし、これはあくまでも海軍の天皇に対する儀礼曲であつて、我が国の国歌とはいえないが、翌81年にはこの「君が代」の音譜は諸外国に寄贈され、88年には第2回の配布が行われたという。

一方、82年に、時の政府は文部省に国歌の選定を命じている。2ヶ月後に音楽取調掛（東

京芸大音楽学部の前身)が6編を選んでいるが、いずれも長すぎて齊唱にふさわしくなく、結局国歌制定の試みは失敗した。

このように、「君が代」は国歌ではなく、海軍の天皇に対する儀礼曲として次第に定着していったが、90年代になると、学校教育のなかで大きな役割を持つようになってくる。すなわち、91年には〔小学校祝日大祭日儀式規程〕を定め、文部省通牒で「君が代」を儀式の際の歌として用いてもよいとされ、次いで93年には小学校の祝日大祭日の儀式に用いる歌詞と楽譜として、君が代、勅語奉答などの8曲を定めた。

こうして教育の現場へと「君が代」は「日の丸」とともに場面を移して、そこに深く根をおろして行くこととなり、前述の1937年刊や42年刊の国定教科書においては、明らかに国歌であるとされていたが、戦後に至っても、「日の丸」のような法制的側面の整備も行われないまま、77年改訂の学習指導要領で突如として「君が代」は国歌と明記されるようになり、いろいろと世間の物議を引き起こすこととなった。このように、現在では「日の丸」・『君が代』は教育的側面においては入学式、卒業式などの学校行事には、それぞれ国旗として掲揚され、国歌として齊唱されるように指導するものとする(従来の”望ましい”とする段階から、一段と強い法的拘束力をもたせる)とされた。しかしながら、この指導の義務づけには批判的な意見が出されていて、国旗・国歌の取り扱いをめぐってさまざまな問題が提起されてきている。以下、逐次国旗・国歌を取り巻く各側面について検証を進めて行くことにしよう。

3) 「日の丸」の標識・記号的側面

我が国の民間船舶の標識については、前述の太政官布告「商船規則」に続き、船舶法(明治32年律第46号)で、日本国旗掲揚権(第2条)、国旗掲揚義務等(第7条)、国籍を詐る目的を以てする国旗掲揚等に対する罰則(第22条)、国旗掲揚義務違反の罪(第26条)がそれぞれ規定され、船籍確認・国籍の標示のため「日の丸」の旗を掲げることで、他国の船舶と識別されるようになった。

民間以外の船舶等の標識について概観すると、

コースト・ガードを担当する海上保安庁の船舶は、海上保安庁法(昭和23年法律第28号)第4条第2項で「海上保安庁の船舶は、番号及び他の船舶と明らかに識別し得るような標識を附し、国旗及び海上保安庁の旗を掲げなければならない。」とし、第32条で「海上保安庁の船舶以外の船舶は第4条第2項に規定する標識若しくは海上保安庁の旗又はこれらに紛らわしい標識若しくは旗を附し、又は掲げてはならない。」と定めて紛らわしい識別を附したり、掲げることを禁じている。

次に、海上自衛隊の保有する自衛艦等についてみると、自衛隊法(昭和35年法律第45号)第102条で「自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶は、長官の定めるところにより、国旗及び第4条(自衛隊の旗)第1項の規定により交付された自衛艦旗その他の旗を掲げなけれ

ばならない。」と定める。

これらの規定は、いずれも「日の丸」の旗つまり国旗を、単に船籍あるいは標識を表すものとして規定しているとみてよいであろう。

次に、航空機の標識の定めについてみると、

民間航空機は、国際民間航空条約（日本国1953、10、8加入（条約21号））で、「国際航空に従事するすべての航空機は、その適正な国籍及び登録の記号を掲げなければならない。」（第20条）と規定されている。これをうけて、我が国の航空法は、第57条に「航空機には、運輸省令で定めるところに従い、国籍、登録記号及び所有者の氏名又は名称を表示しなければ、これを航空の用に供してはならない。・・・」、さらに航空法施行規則第133条で「航空機の国籍は、装飾体でないローマ字の大文字 JA（国籍記号）で表示しなければならない」と規定する。ここでは「日の丸」は標識ではなく、完全に記号化された識別方法が取られている。しかし、海上保安庁の航空機については、海上保安庁法第4条第3項で「航空機は、番号及び他の航空機と明らかに識別し得るような標識を附さなければならない」とされるとともに、これをうけた告示（海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件）第2条で「標識は、当該航空機をその型式ごとに別図のとおり塗色することにより表示する。」として、航空機の左翼と胴体部に日の丸章は紺青色で囲み、白色地に赤丸が描かれている。また、自衛隊機については、自衛隊法第102条第2項で「自衛隊の使用する航空機は、自衛隊の航空機であることを明らかに識別することができるよう標識を付さなければならない。」とし、これをうけた告示（自衛隊の使用する航空機の標識の制式）で、「赤色の日の丸の周囲に日の丸の直径の15分の1の幅の白色の輪郭を附したものとし、……」が描かれている。

このほか、戦争時における敵・味方の鑑別方法（戦時識別）については、各種の宣言や条約に定められており、これに我が国も加入し、批准している。

4) 国旗・国歌の法制的側面

我が国の国旗は、通念としては「日の丸」であると考えられている。諸外国、例えば、フランス、ドイツ、イタリア、ソヴィエト連邦などの制式は憲法で、アメリカ（[36 U. S. C. § 172]）などでは法律でそれぞれ定められているが、我が国については、法令上国旗に関して、一般に使用されるものとしてその制式を定めたものはないことについては前述した。しかし、明治以来現在に至るまで、政府の公式行事や国民一般の社会生治の実際面で、「日の丸」の制式が我が国の国旗の基準をなしてきたことは疑いなく、その意味で、現在「日の丸」が我が国の国旗の制式であるという法的確信が成立しているとみるとできよう。なお、「商船規則」（1870年太政官布告）に国旗の制式についての定めがあり、同布告は、船舶法の規定に抵触する部分に関しては、同法の施行とともに廃止されたが（同法36条）、「商船規則」の定めは、船舶法で国旗の制式について何らの定めもなかったことから、い

まなお有効とも考えられる。いずれにせよ、広く一般に使用される国旗の制式についての規定は存しないが、商標法4条1項1号で、「国旗……と同一又は類似の商標の商標登録を受けることができない」とされる場合の国旗も、既述の自衛隊法や海上保安庁法で、自衛艦等に掲げなければならないとされる国旗も、「日の丸」が慣習法上国旗の制式となっていることを当然の前提とし、「日の丸」の様式の旗を示すものとしてこれらの規定が設けられているといえる。なお、船舶法にいう国旗（同法2、6、7、22の各条）も、規格、寸法等について厳密に上記太政官布告によるものを指すと解する要はなく、いわゆる「日の丸」の様式を示す旗を指すものと考えるべきであろう。

このように、不充分ながらも、法律上国旗という表現が使われ、その国旗の制式とされる「日の丸」に関する諸規定に比べ、「君が代」は、これまで国家的行事や国際的式典の際、国歌たる法制的な根拠は全くないまま（現行法制上、後述の防衛庁訓令のなかに国歌の文言規定が見受けられ、これは多分「君が代」を指すと思われるが、同訓令のなかにはっきりした規定はない。）、事実上国歌のごとく用いられてきた。「君が代」が我が国の法制上はじめて登場したのは、前述したように、1893年の文部省告示においてであった。この告示では「小学校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式」に歌う「唱歌」8曲が挙げられている（1893. 8. 12 文3）が、「君が代」はそのうちの1つに数えられているにすぎない。続いて、「君が代」が法令上規定されたのは、1900年的小学校令施行規則28条で、「紀元節、天長節及1月1日ニ於テハ職員及児童、学校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フヘシ。1. 職員及児童『君が代』ヲ合唱ス」と儀式に齊唱すべきものとされた。（1900. 8. 21 文14）

その後、41年の国民学校令施行規則47条でも同様な規定が設けられている。しかし、これらの規定は、「君が代」を小学校の式典の際に歌われる歌曲の1つとしていずれも指定されているにすぎず、「君が代」を国歌とする意味合いで含んでいないといわざるを得ないのみならず、国歌と定める法令規定は存在していない。

戦後、「君が代の齊唱」は、「日の丸の掲揚」と同様、禁止された（その禁止は、直接掲揚が禁止された「日の丸」と異なり、戦後の教育改革の③”天皇崇拜の道具とされてきた御真影や奉安殿を撤去し、宮城遙拝、詔勅奉読、祝祭日の学校行事を禁止する。”に基づいた間接的な禁止である）。そして、当初（1947年）の学習指導要領（試案）では、「国旗について学習する」と記されたのに対して、「君が代」については全く触れられていない。しかし、講和独立への展望が見えはじめた、50年10月、「国旗を掲揚し、国歌を齊唱することもまた望ましい」との文相談話が通達（1950. 10. 17 文総審167）となり、58年の学習指導要領では「君が代」と記述していた表現が、77年の改訂学習指導要領では国歌と明記されるに至った。この点については後述する。

さて、「日の丸」・「君が代」とも、これまで述べたように、これを国旗・国歌とする法制的な根拠は見あたらないが、61年7月28日、池田内閣は新憲法の下でまだ制度化、法律化されていない元号・国名・国旗・国歌等の事項について調査、審議する機関として、総理

府に公式制度連絡調査会議を設置することを閣議決定した。そこで、 I) 我が国では、国旗に関する一般的な法令は存在しないが、明治時代以降の長年の慣行により、「日の丸」が国旗であるとの認識が確立し、広く国民の間に定着して、今日に至っているものである。また、政府においても、「日の丸」を国旗と考え、そのように取り扱ってきている。なお、「商船規則」(太政官布告)により、日本の船舶に掲揚すべき国旗の制式が定められたが、国旗の縦横の比率や日章の大きさ等については、これに従うことが例となっている。また、II) 法令をもって直接的に国歌の定義を下し、「君が代」を国歌とするというような形式は採っていない。しかし、明治以来の長年の慣行により、「君が代」が国歌であるという認識が、広く国民の間にも定着しており、政府においても、「君が代」を国歌と考え、そのように取り扱ってきている。今日、国歌「君が代」は、我が国の皇室及び首相等の外国への公式訪問、あるいは外国元首等の我が国への訪問時等の諸儀式において演奏され、またオリンピック等の表彰式の際などにも演奏されていると述べて、国旗・国歌の法制化への展望を期待し、この調査会議を通じて法制的に不備となっている「日の丸」・「君が代」を、法律によって国旗・国歌とする立法化を試みた。けれども、立法化によって確定することよりは、オリンピック等の体育大会や入学式等の学校行事を通して、円滑にかつ慣習法的に定着させる方が得策だとする政治的配慮から立法化を断念した経緯がある。

このように「日の丸」・「君が代」が、我が国の国旗・国歌であるとの認識が広く国民の間に定着した、明治以来の慣行とみる見解が主張されてきたが、この見解は、88年3月の参議院予算委員会での内閣法制局長官の次の答弁に政府見解として表明されている。『現在、国歌を君が代とし、国旗を日の丸とする法律上の定めはあるか。』との質問に対して、例を明治3年の太政官布告にひいて『ただ、その商船規則の規定は、これは日本船舶に掲げる国旗だけについての規定でございまして、国旗一般についての規定というのではないわけでございます。それで国旗が日の丸だということについての一般的な規定はございません。』また、商標法、自衛隊法、海上保安庁法に国旗という文言規定があることについて、『それは日の丸が国旗だという国民の確信、国民的確信を前提とした上で、法律にそのように国旗という文言が使われているのだ、このように私どもは考えておる次第でございます。従いまして日の丸は我が国の国旗であるということは、言ってみれば慣習法となっているというように考えている次第でございます。』と。

さらに、国歌については、『(1880(明治13)年11月3日の天長節に初めて演奏された)それ以来ずっと国歌として国民の間に定着をいたしてきたと存じます。この国歌につきましては、先ほど国旗について申し上げましたような法律の規定は現行法ではございません。戦前には海軍礼式令に国歌という文言がございまして、その際には国歌として君が代が奏されたということがあるそうでございますが、現行法には国歌について規定をした法律はございません。しかしながら、先ほど申し上げましたように、明治13年以来これは国歌として我が國の国民の間に定着をしてきたところでありまして、言ってみれば君が代が国歌

であるということは国民的確信になっているというように考えております。』と。

もちろん、この慣行あるいは慣習法であるとする政府見解に対しては、次のような反対意見が主張される。すなわち、1つには、慣習法のとらえ方に問題があるとする。確かに慣習法は慣習に基づいて成立する不文法であり、現行法の一種として認められているが、成文法規に対して補充的な関係にたつ第2次的法源であるにすぎない。したがって、特に「君が代」の慣行について、日本国憲法との関係が問題になる。もともと「君が代」の歌詞は、天皇の治世を祝う歌とされており、国民主権主義を採用する現憲法との関係で、第1次的法源である憲法に矛盾する内容の「君が代」の歌詞には、前述の”文字通り一国の国家形態あるいは憲法体系に密接な関係をもち、その国家に最もふさわしい制式と内容を具備しているとはいえないではないか”（後述の《5》「君が代」の歌詞をめぐる問題）参照）と指摘して、慣習法としての法的効力を与えることが出来ないとする。次に、慣習法として成立するためには、ある慣習を法規として効力あらしめんとする意思（効果意思）があるか、あるいは社会の法的確信によって支持されるに至ったものであることが必要であるが、その点はどうかが問われなければならない。この点に関しては、1974年の総理府世論調査の結果が参考となろう。

I) 国旗について

①日の丸の旗は国旗としてふさわしいか。

- | | |
|------------------|---------------------|
| i) ふさわしいと思う……84% | ii) ふさわしいとは思わない……4% |
| iii) わからない……12%。 | |

②国旗の法制化に対する態度〔i〕と答えた者（全体の84%）に対して質問）

- | |
|---|
| i) 国民の大多数は、国旗として認めているのだから、法律で決めなくても、今までどおりでよい……………71% |
| ii) 法律ではっきり国旗として決めた方がよい……………20% |

③国旗としてふさわしくない点〔ii〕と答えた者（全体の4%）に対して質問）

- | |
|--|
| i) 戦時中の悪いイメージがあるから……………52% |
| ii) デザインが悪いから……………25% |
| iii) 法律などで、はっきり国旗として決められていないから……………11% |

II) 国歌について

①君が代は国歌としてふさわしいか

- | | |
|------------------|---------------------|
| i) ふさわしいと思う……77% | ii) ふさわしいとは思わない……9% |
| iii) わからない……14% | |

②国歌の法制化に対する態度〔i〕と答えた者（全体の77%）に対して質問）

- | |
|---|
| i) 国民の大多数は、国歌として認めているのだから、法律で決めなくても、今までどおりでよい……………72% |
| ii) 法律などで、はっきりとして決められていないから……………19% |

③国歌としてふさわしくない点〔ii〕と答えた者（全体の9%）に対して質問）

- | |
|-----------------------------|
| i) 歌詞がふさわしくないから……………44% |
| ii) 戦時中の悪いイメージがあるから……………25% |

- iii) 曲がふさわしくない……………13%
- iv) 歌詞・曲共にふさわしくない……………12%
- v) 法律などではっきり、国歌として決められていないから………… 4%

この調査結果から、「日の丸」の国旗化に比べ、「君が代」の国歌化に関する調査において、ふさわしいと思わない及びわからないと答えた者が23%にも上っており、さらにふさわしくないと答えた者の44%が歌詞がふさわしくないとすることをどう評価して、その「効果意思」や「社会の法的確信」の強弱をどう判断するか。後述の89年民間研究所調査の”高校生の意識”と比較して興味深いものを感じる。

5) 国旗・国歌の教育的側面

「日の丸」・「君が代」の国旗・国歌としての法制的側面について述べてきたが、今日的な課題はむしろ、小・中・高校における「日の丸の掲揚」・「君が代の斉唱」の義務づけが「愛国心」ないしは「国家への忠誠心」の高揚を目的とする教育的配慮の側面を持ちながら、すぐれて教育的な内容ないしは性格を色濃く帶びてきていることである。

1953年10月、日米安保条約体制での諸政策を推進するため、池田・ロバートソン会談が行われたが、そこでそれぞれの立場から作成した文書が交換され、日本側文書では、日本人の防衛努力、国防教育にふれた次のように述べた要旨が注目される。すなわち日本側は十分な防衛努力を完全に実現する上で、”新憲法起草にあたって占領軍当局がとった政策に起因して、日本人はいかなることが起こっても武器をとるべきではないとの教育を最も強く受けたのは、防衛の任に先づつかなければならない青少年であった”という政治的、社会的制約など4つの点が強調されており、日米双方はこれらの制約を認めた上で、”日本政府は教育及び広報によって愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することが最も重要である。”と述べている。

47年の最初の学習指導要領「試案」(以下単に「指導要領」という)では「国旗について学習する」(小学校社会科篇)とされていたのが、先ず「試案」という表現が消えて、58年の学校教育法施行規則の改正により、指導要領が教育課程の基準として官報告示されるようになると、前記の趣旨を受けたのか、あるいは今迄の戦後教育の見直しが始まったのか、ここで一転して58年改訂の指導要領では「国民の祝日などにおいて儀式などを行う場合には、児童(生徒)に対して、これらの祝日などの意義を理解させるとともに、国旗を掲揚し、「君が代」を斉唱させることが望ましい。」(特別活動「学校行事」)

「わが国の国旗に対する关心や、それを尊重する態度が必要なことを考えさせるように配慮することが必要である。」(小学校社会科)「君が代は、各学年を通じ児童の発達段階に即して指導することが望ましい。」(小学校音楽)とそれぞれ記述された。

さらに、77年改訂の指導要領では、それまで「君が代」と表記していた部分が突然に国

歌と明記され、前述の小学校音楽では、「国歌『君が代』は、……指導するものとする」(改正された箇所のみ掲記した)となった。

87年には、次の指導要領の改訂に向けて審議検討を始めた教育課程審議会が「小・中・高校の入学式・卒業式などで国旗を掲揚し国歌を斉唱するよう国旗・国歌の扱いを明確化する」との方針を打ち出した。

この方針をうけて、89年3月告示の改訂指導要領では、次のように明記された。

- ①「入学式や卒業式などにおいてはその意義をふまえ国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」(特別活動)
- ②「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるように配慮すること。」(小学校社会科)
- ③「国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること。」(中学校社会科)

これまでの指導要領に比べて、その方針が次の2点において明確化されている。

先ず、従来「国民の祝日などに儀式を行う場合」という曖昧な言い方が、学校行事として必ず行われる「入学式や卒業式など」と具体的に例示されたこと。次に、国旗掲揚・国歌斎唱を「指導することが望ましい」という段階から「指導するものとする」(その意味は、「しなければならない」と解されている。)という立場が採られている。

この改訂の趣旨について ①は、"日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、生徒が将来、国際社会においても尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることが重要である。……入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機づけを行い、学校・社会・国家など集団への所属感を深める上でよい機会となるものである。このような意義をふまえ……指導するものとする"としている。②は、"我が国の国旗及び国歌の意義については、……次のような事柄について理解させる必要がある。 i) 国旗及び国歌は、いずれの国ももっていること。 ii) 国旗及び国歌は、いずれの国でもその国の象徴として大切にされており、互いに尊重し合うことが必要であること。 iii) 我が国の国旗及び国歌は、長年の慣習により、『日の丸』が国旗であり『君が代』が国歌であることが広く国民の認識として定着していること。"としており、さらに、③は、"国家間の相互の主権尊重と協力に関する限り、小学校における学習の上に立って、国旗及び国歌がそれぞれの国の象徴であり、国家間において相互に主権を尊重し協力し合っていく上で、それを相互に尊重することが大切であることを理解させる。これらの指導を通じ、我が國のみならず諸外国の国旗及び国歌を尊重する態度を育てるように配慮する必要がある"とされている。(指導書から)

このように国旗掲揚・国歌斉唱は、小・中・高校の教育的側面において、そのカリキュラムに取り込まれ、77年の指導要領では「望ましい」という明らかに法的拘束力を予定しない表現から、新指導要領では「指導するものとする」という明らかに法的拘束力を予定した文言に変更され、入学式や卒業式などの学校行事で行うこととする教育指導の義務づけが図られている。

指導要領の法的性質ないし法的拘束力については、いわゆる『国民の教育権』か『国家の教育権』か教育内容決定権をめぐって、教育法学や裁判過程において重要な論点として激しい対立の中で、指導要領は学校の教育課程編成と教科書検定の基準として、教育内容行政を左右するものであった。この点に関して、最高裁判所は「学力テスト裁判旭川事件判決」（最大判1976. 5. 21 刑集30・5・615）及び「伝習館高校事件判決」（最判1990. 1. 18 民集44・1・1）において、前者では、「『国民の教育権』説、『国家の教育権』説の双方を極端であるとして排斥し、両者の折衷的な立場をとり、一方で、子どもの学習権、『教師の教授の自由』といった教育人権を憲法上の権利として初めて公認するとともに、他方で、『必要かつ相当と認められる範囲』での国の教育内容決定権を認めた。」そして、指導要領について「国の教育行政機関が法律の授権に基づいて義務教育に属する普通教育の内容及び方法について遵守すべき基準を設定する場合には、教育に関する機会均等の確保と全国的な一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理性の認められる大綱的なそれにとどめられるべきである。」と。しかしながら、この判示は”指導要領が全国的な大綱的基準として認められ『必要かつ合理的な基準の設定』として適法であると言っているのか、それとも法規として全面的に法的拘束力をもつというのか”が判然としない。これに対して、後者では、「国が、教育の一定水準を維持しつつ、高等学校教育の目的達成に資するために、高等学校教育の内容及び方法について遵守すべき基準を定立する必要があり、特に法規によってそのような基準が定立されている事柄については、教育の具体的な内容及び方法につき高等学校の教師に認められるべき裁量にもおのずから制約が存する」と述べて、「学力テスト裁判旭川事件判決」でいう指導要領の法的拘束力問題についての制限的判示がなくなり、そして教師の教育の自由の法律的な制約のみが強調されている。

奥平教授も指摘されているように、日本教育法学におけるキー・ワードとして「教育を受ける権利」と「学習権」を挙げて、”戦前の学校教育では、こうした観点と無関係に、「皇國民」たるべき子どもたちに一方的に教育を押しつけたのに反し、いまや教育の受け手たる子どもの主体性・内発性を機軸にして考えねばならない。「学習権」の観点は、教育の見直しという点で画期的なものがあった。・「教育を受ける権利」にしろ「学習権」にしろ、どちらかというと平等にウエイトをかけた構成ではなかろうか、・・・『その能力に応じて、ひとしく「教育を受ける権利」を有する』規定（憲法26条1項）も平等が重視されており、子どもの成長過程に合わせ、適性・能力に応じて、自ら成長するのを助けてやるという考え方方に立っている「学習権」も、あえて言えば、『その子なりの成長』『その子なり

にふさわしい教育』ということに重心をおくことによって、各人の平等化をはかってゆく、という方向をむいている面が強い。」……と述べ、教育面における「自由」との対比で「平等」への傾斜を指摘し、その一例として、教科書検定制度を取上げて、平等化の要求は、全国的規模での「画一化」を指向し、それは最終的には教科書の国定化を求めずにはおかないと結んでおられる。指導要領の面でも、教科書検定の基準と両輪をなす教育課程の編成の隅々まで平等化の要請が押し寄せてきて、そしてその細目規定にいたるまで法的拘束力をもつたと解釈されておりはしないだろうか。

その意味で、教育の自由との対比において平等化への傾斜を強めた、この両判決から勘案するに、第1に、数ある学校行事の中から、入学式と卒業式を取りあげて、国旗掲揚・国歌斉唱の指導を義務づけることは、教育課程の大綱的基準の範囲を逸脱して、あまりにも『細目にわたり、かつ、詳細にすぎる』から「法的拘束力」をもって教師を強制するのは適当でないと思われる。第2に、内容的にみて「日の丸」・「君が代」を国旗・国歌とすることについて、少なくとも国民の間に一部とはいえ根強い反対論があり、また国旗・国歌とする法的根拠も判然としない状況のもとで、世論も分かれている係争問題について、(1989年1月、京都地裁に後述の「君が代訴訟」も提起された。)一方的な一定の見解を「児童に教育することを義務づける」のは如何なものであろうか。

この義務づけに関し、教師が指導しない場合の対応について、「入学式、卒業式などで国旗の掲揚・国歌の斉唱の指導が全くなされなかつた場合には、その学校は指導要領に違反していることとなる。しかしながら、入学式などにおける国旗・国歌の取扱いについては、学校全体の行事にかかわるものであり、国旗の掲揚・国歌の斉唱がなされなかつたからといって、個々の教職員について直ちに懲戒処分の事由とはならない。懲戒処分が問題となる場合として、①入学式等において国旗掲揚・国歌斉唱を実施することが決定された場合において、国旗・国歌に関して具体的な役割分担を受けた教職員については、そのような役割を遂行すべき職務命令を受けたことになり、これに違反すれば、職務命令違反として懲戒処分の対象になりうる。②入学式等において国旗掲揚・国家斉唱を実施することが決定された場合において、これに対して妨害行動を行った教職員については、定められた式次第に従って式典を進行させるべき職務に反する行為を行ったということで職務命令違反、あるいは地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止規定違反ということで懲戒処分の対象となることがあり得る。また式典で斉唱の際にわざと座り込み、厳粛な雰囲気の式典を故意に妨害した場合などもこれに該当し得る。③入学式等において国旗掲揚・国歌斉唱を実施することが決定された場合において、児童生徒が定められた国旗・国歌の取扱いに従わない場合、職務命令にもかかわらずそのような児童生徒に対する指導を放棄した場合には、職務命令違反として処分の対象となり得る。」(『学校経営』90年1月号)と解説されている。

92年から適用となる新指導要領のうち、国旗掲揚・国歌斉唱は一足早く90年4月の入学式から適用されているが、新聞報道によれば、91年春、公立の小・中・高校約3万8千校

の卒業式と入学式での「日の丸掲揚」と「君が代斉唱」の実施状況によると、小・中・高校とも日の丸掲揚は90%を超えたが、君が代斉唱は7~80%と、日の丸掲揚に比べてその実施率は低かった。また、新指導要領でその実施が義務づけられて2年目となった日の丸掲揚・君が代斉唱は、その実施率が前年春の実施状況をいずれも上回っていて、今回の学習指導要領の改訂に伴う文部省によるカリキュラム指導の徹底化ぶりが窺える。もっとも、この背後には、国旗掲揚・国歌斉唱とも、あるいはいずれかを実施しなかった教職員に対する処分が、停職2人(※)を含む、懲戒処分16人(減給、戒告)、文書訓告など194人(うち、114人は諭告[高知県教委が行った処分等で、懲戒処分のように法令上の定めはなく、学校における教育課程編成責任者として職務を遂行しなかったとして、形式上は教育委員会が指導監督権限内の裁量で出す〔矯正処置〕あるいは指導であるという。]計210人(東京、高知、福岡の各都県教委)にも上っていることを考慮すべきであろう。

卒業式・入学式での日の丸掲揚、君が代斉唱の実施状況

		小学校	中学校	高校
卒業式	日の丸掲揚	97.6 (94.7)	97.3 (93.9)	91.5 (83.8)
	君が代斉唱	84.6 (76.7)	80.4 (71.3)	68.5 (55.3)
入学式	日の丸掲揚	97.8 (95.7)	97.4 (95.5)	91.6 (90.1)
	君が代斉唱	81.5 (75.1)	80.4 (76.8)	69.5 (64.8)

注 文部省調査。数字は%，カッコ内の数字は1990年春の調査

(※) 停職処分の2人は、「国旗掲揚」を妨害したほか、「国歌斉唱」の際、担任の6年生の児童を着席させた教諭。

3学期の音楽の授業で、1年生7クラスの児童に「君が代」はある人をたたえる歌、この人のために、多くの人が戦争で死んだと発言、教科書の君が代の欄に、ペンでバツ印をつけるよう指導した音楽教諭。

90・91両年対比の日の丸掲揚・君が代斉唱の実施状況及びこれまでに実施された国旗・国歌に関する調査結果などをみて、日の丸に比べ、君が代に対する意識や斉唱の実施率などがいつも低いことに気づく。「日の丸」については、前述したように充分とまでは言えないまでも、「商船規則」に制式が、また、「船舶法」や「自衛隊法」「海上保安庁法」「商標法」の規定に国旗という表現が使われてきた。しかしながら、「君が代」については、77年の改訂要領で、いきなり国歌と明記されたこと、指導要領で国旗掲揚と同じように、国歌斉唱の指導の義務づけ及び法的拘束力を伴うとされたこと、その歌詞の内容が旧憲法下の天

皇主権制にマッチしたものであり、国民主権主義の現憲法下においてなじまないことなど批判的な意見が集中するところからみても、前記の実施率は首肯できるであろう。

ここで我が国の教育現場における国旗の掲揚・国歌の斉唱にからむ事件を取り上げてみよう。「大阪府立高校日の丸掲揚事件」(大阪地裁1972. 4. 28〔判タ283,256〕)で、”国旗掲揚の問題は、国旗を掲揚するという物理的な側面と愛国心の涵養を目的とする教育的な側面を持ち、前者は学校の管理、運営の問題と言つてはいるが、その教育的な側面と切り離し得ない不可分な関係にあって、教育的側面を抜きにしてこの問題を論ずることはできない。そして、この教育的側面は主に愛国心の涵養の是非、国旗掲揚の方法によることの当否というすぐれて教育的な性格を有する問題である。ところで一般的には、愛国心の涵養を目的とする国旗掲揚の是非については、各人の持つ感情、経験、価値感等によってそれぞれ異なる考え方があり、本件においても校長と教職員との間に鋭く意見が対立していたことは、前説示の通りであるが、一概にその教育的効果の是非を結論づけることはできないと思われる所以、校長の考え方にも一理あるが、教職員の考え方にも相当の理由があるという判断に止めることにする。ただ言えることはこのようないすれの見解が是か非か容易にきめ難い教育内容に関する問題については、校長が教職員とよく話し合って、納得のうえで実施することが望ましいということである。”と判示している。この判決は、学校教育法51条・28条3項や地方公務員法55条について、また、校長と教職員会議との関係等について、深く立ち入って法的評価を下していないという問題は残るにしても、教育行政の面で、討論と説得・納得を通じて行うべきだとする、すぐれて教育的原理と条理に基づいた結論であるといつてもよいであろう。

「福岡県君が代斉唱計画請求事件」(福岡地裁1980. 6. 22)で、”君が代斉唱計画なるものは、小・中・高等学校のいずれを問わず、そこで挙行される入学式、卒業式等の式典における式次第の一部にすぎないものであって、それ自体はもとより、これに基づいて計画どおり斉唱がなされても、そのことによって、当該式典に参列する児童、生徒、父兄、教職員その他の関係者らいすれの権利義務に何らの変動を生ずるものでないことは明白なところである”と判示して訴えを却下しているが、校長が卒業式その他の式典で君が代斉唱を決定した場合は、当該学校の具体的な教育課程の決定となるものであり、行政処分性を有すると解するのが相当(大阪八尾高校教育課程事件 大阪地裁1973. 3. 1)であると考えられるが、この判示においてもさらに事案の検討を深めてもらいたかった事例といえる。

このほか、「君が代」の斉唱に関連して、京都市教育委員会が小・中学校の入学・卒業式で流す「君が代」のテープを市内全校に配布した問題をめぐって、市民グループ「君が代訴訟をすすめる会」で構成する原告団168人は、1987年1月13日、「思想・良心の自由を定めた憲法や教育基本法に反する不当な公金支出だ」として市教育長や教育委員ら9人に対してテープの作成費用(44,950円)の賠償を、また式でテープを流した小・中学校長178人に対しては保管テープの市への返還を、それぞれ求める住民訴訟を京都地方裁判所に提訴

しており、現在も審理中である。

なお、上記「君が代」テープの配布に関して、卒業式で斉唱したり、演奏させようとしたことをめぐり、哲学者の鶴見俊輔氏、住谷磐同志社大教授ら41人が、同年2月、「憲法などに反する公金の支出」として市の監査委員に対して監査請求をした。これに対して、同市監査委員の監査結果は、「過去の誤ちを繰り返してはならないという自分の良心と眞の愛国の志に基づいて請求を認めた」(革新系委員の主張)ものの、結局両論併立という形で監査結果は出せなかったと報じている。

国旗の掲揚・国歌の斉唱は、つまるところ、憲法規定とのかかわりあい、特に『思想・良心の自由』(第19条)や『表現の自由』(第21条1項)が問題とされなければならないが、あらためて後述する。

6) 「君が代」の歌詞をめぐる問題

「君が代」の歌詞をめぐる論議は、前述したように、戦前の旧憲法時代は”天皇陛下の御代”を指していたことは間違いない。しかし、天皇主権制から国民主権主義に変わった新憲法下においても、相変らず日本の国歌としてふさわしいかという点で論議は二分する。国会における政府答弁から、まず、当局者の考え方をみると、

- ①「新憲法においても、天皇は日本國の象徴でありかつ日本國民統合の象徴であるとうたわれておるわけで……この歌（君が代）を国歌としても何ら支障はない」
- ②「現在、君が代の歌詞は……日本國憲法のもとにおける日本國あるいは日本國民統合の象徴である陛下の御地位を考え、そのような天皇を象徴としていただく我が國がいつまでも栄えるように、とこういう趣旨である」
- ③「今日……天皇は國民統合の象徴であると、きっちり定めてあるから、その（天皇が）國民統合の象徴であられ、日本の國民が未來永劫に平和で長く繁栄してもらいたい、こういう願いを込めて歌うという意味で、私は国歌として世界に誇っていいものだと感じている」
- ④「君が代の歌詞は、象徴であられる天皇陛下を中心として日本國あるいは日本國民がとこしえに繁栄するようにという意味であると、これははっきりと教えることが必要である」
- ⑤「君が代の意味は……日本國及び日本國民統合の象徴である天皇をいただく日本の繁栄を願ったものであるというように考えている」

このように、一貫して新憲法下でも「君が代」の歌詞は妥当であるとの見解に立っており、法律に明文がないことから「国際的にも国内的にも……（君が代は）日本の国歌ということで、もう国民の心の中に定着しつつある」とか「国民の間に国歌としての認識が定着し、また国際的にもそういうように扱われている」とか「総理府の世論調査等をみても、国民的常識として国歌＝君が代というものが定着している。世界中がまた日

本の国歌を「君が代と認めている」と慣行や一般論の大勢に支えられた解釈が提示されている。

しかし、既述の「日の丸」・「君が代」の法制化に関する総理府世論調査後、15年を経た1989年、「青少年問題の調査研究」など的目的に設立された民間研究所が日米の高校生（日本側は公私立高校14校の1,163人、アメリカ側は地域別に選んだ21校の1,084人）を対象にアンケート方式で行なった「国旗・国歌に対する意識と態度調査」では、「日の丸」より人気がない「君が代」という結果が発表されている。

「日の丸・君が代に対して、普段どう思うか」に、「日の丸」は”国旗として愛着を感じる”などの肯定派が40.9%、”反感を感じる”などの反発・否定派が7%、”なんとも感じない”が52%だが、「君が代」は”無関心派が「日の丸」とほぼ同じ割合53.5%だったが、肯定派が30.2%に減り、反発・否定派が16.3%と倍増している。「これからどうしたらよいと考えるか」という設問に、「日の丸」については、”国旗として認める”というのが76.2%と圧倒的に多く、”廃止”が11.6%、”国旗は必要ない”が5.4%だった。ところが「君が代」については、”国歌として認める”というのは60.6%にダウンし、代わって、廃止して国歌を新しく作るべきだ”という意見が25.2%、”国歌は必要ない”が8.4%であるという。このことは、文部省の全国学校調査でも、入学式・卒業式での「日の丸」と「君が代」の取り扱いに大きな差が出ていることが、その結果で明らかになっており、上記の結果は、そうした傾向を高校生の側から裏づけた格好だ。

「君が代」訴訟が提起されたことについては前述したが、その論点とするところは、①国歌としての法的根拠がない。また「君が代」の歌詞は、現憲法下における国民主権の原理と相容れない内容のものである。②思想・良心の自由や信教の自由（憲法第19条・20条1項）に違反する。③内容的に齊唱を強制することは、憲法23条・26条（教育の自由や国民の教育を受ける権利）を侵害し、教育行政による教育内容への介入という点で教育基本法10条違反となるというものである。殊に、③の論点についての

「歌いたくない人、聞きたくない人への強制は憲法第19条の自由の問題であり、同時に人格権の侵害の問題でもある。……我が国の最近の傾向は形式上は法治主義の立場をとりながら、実際は思想・良心の自由に対し、権力が強制力を行使しているのが実態。……みんなが「君が代」と憲法について考えなおすいい機会だ。」（小林直樹教授）

「この訴訟のポイントは、「君が代」を歌いたくない人にも歌わせる国家の思想がそれでよいのか、それを教育の筋道として通してよいかだ。近年自由主義先進国でも国家に対する批判を許さなくなってきた。訴訟の結果よりもこういう批判が再生産され続けば国の暴走に対する抑止力になる。」（鶴見俊輔氏のコメント）の指摘に耳を傾けよう。

さて、本稿もいよいよ憲法とのかかわりあいに論点を絞ることにしよう。だが、まだ我が国における憲法とのかかわりあいを争点とした事例はそう多くないので、以下では合衆国のリーディング・ケース（leading case）にスポットをあてながら、アメリカの特殊性を反

映した国旗事情等と対比しながら、併せて我が国において、現在進行中の訴訟事例を紹介して、もって他山の石としよう。

7) 「国旗」・「国歌」の象徴的側面に対する敬意

航海中死者が出たときは各国旗に包んで水葬にすることは万国共通であるといわれるが、国旗・国歌に対する作法や忠誠態度は、それぞれの国によって異なる。

20世紀中葉、世界の国の数は著しく増加した。かつて植民地であった国が次々に独立したからである。これらの国々は、それぞれの伝統的シンボルや地理的な位置を象徴する記号や色彩を使って、個性的な国旗を制定してきた。新たな国家の時代は、必然的に新たな国旗を要求するのである。

国旗は、その定義からして国の象徴であり、儀式的に重要な意味をもつ。国際連合その他の国際機関には加盟国の国旗がことごとく掲げられている。例えば、1991年9月17日開幕した第46回国連総会では、韓国、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、沿バルト3国（エストニア、ラトビア、リトアニア各共和国）、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦の7ヶ国の国連加盟を承認する決議案を全会一致で採択した。続いて国連本部前で行われた新加盟国の国旗掲揚式で、デクエヤル事務総長が「今日は国連にとってビッグ・デーだ。新しく7ヶ国ものメンバーを迎えた」とお祝いのメッセージ。最初に北朝鮮の共和国旗。次いで隣の韓国の太極旗。そしてマーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、沿バルト3国……。バルト3国のおそろいのような色違いの三色旗が翻ったと報ぜられた。

さらに、オリンピックをはじめ諸々の国際行事などにも参加国のすべての国旗が用意されている。また公海上を行く船は、その船籍を明らかにするために国旗を掲げることは、既述した。その意味で、国旗は国の識別標識であるのみならず、国の主権を象徴する神聖な性質を賦与されていると言えよう。

このことは、国歌も同様で、丁度国旗が一国を代表する視覚上の標識であるのと同じように、国歌は聴覚上の国家標識とみることができるが、また、その国民が国歌を歌い、あるいはその演奏を聞くことによって、国家の独立と民族精神の高揚を、お互いの連帯意識のうちに強く認識しあうという働きを持っている。例えば、革命の戦いのなかで義勇兵たちが愛唱していた軍歌（当然に血なまぐさい歌詞の部分も含まれている）が、のちに国歌として制定されたフランス国歌『ラ・マルセイエーズ』のようなものもある。しかし、その大多数の国歌は、統治者の命令によって採択され、その歌詞の意味するところは、国家や民族の繁栄を願い、国民あるいは統治者に対する神の加護を求めるものが多い。なかには、歌詞がなく曲だけという国歌も見受けられる。

象徴としての国旗に対するマナーを取り上げてみると、アメリカ人の国旗を大切にする態度は想像以上のものがある。アメリカでは、別名 Old Glory と称して、教会にも学校にも、さらには郵便局や村役場のような office はいうまでもなく、人の集まる所や普通の工

場等でも勤務時間中は国旗を立てて仕事をしている。これはばらばらな移民の心をアメリカ人という点に統一しようとした努力の名残りであるといわれている。その国旗に対する忠誠心も、日本人のそれとは比較にならない格段の差が見受けられる。人種の”るっぽ”といわれる多民族国家・アメリカの教育の特色として引き合いに出されるものとして、次にあげる「国旗に対する『宣誓』(36 United States Code [合衆国法律集, 以下 U. S. C. と略す] §172)」の規定がある。

「国旗に対して敬礼」"Salute to the flag." = 直立し右手を心臓の上に当て、声を出して一斉に次の言葉を唱える。 "I pledge allegiance to the flag of the United States of America and to the Republic for which it stands; one Nation indivisible under God, with liberty and justice for all" (私はアメリカ合衆国の国旗と、その国旗の象徴する共和国、神の下に団結した国、すべての者に自由と正義を与える国に、忠誠を誓う) と。

この状況について、海外帰国生が在籍する ICU 高校での聞き取り調査によると、アメリカの小学校に在籍したことがある人の90%が、毎朝教室で宣誓するように指導されたという。残りの人も担当教師によってはさせられた年もあったとか、集会などで週に1回していたというから、全然経験したことがない人はほとんどいないと言ってもよい。ただ、学齢が上がるにつれて、事情が違ってきており、中学校になると宣誓したという人は約半分になってしまうという。「星条旗」をアイデンティティのよりどころとして愛国心を植えつけるという教育が小学校段階で広く行われ、中学以後にはそれほど徹底していないと結論づけている。

ちなみに、アメリカ合衆国議会は星条旗を国旗として、そのデザインについて詳細な規定 (4 U. S. C. § 1), 国旗掲揚に関する時間と行事 (36 U. S. C. §174), 旗の掲揚位置と掲揚方法 (36 U. S. C. §175), 国旗に対する敬意 (36 U. S. C. §176), 国旗を掲揚したり下降したりする掲揚の仕方 (36 U. S. C. §177) 等について、49年には毎年6月14日を"Flag Day" (36 U. S. C. §157) とする規定を設けたほか、1931年にはアメリカ国歌について"The Star Spangled Banner"をアメリカの国歌 (36 U. S. C. §170) と、87年には John Philip Sousa's "The Stars and Stripes Forever"をその曲とする旨をそれぞれ定めた。

では、我が国において「日の丸」・「君が代」に対するマナーはどう規定されていたであろうか。

まず、国旗に対するマナーについて、1930年に出された文部次官宛の国旗掲揚の仕方(例えば、「日の丸」旗の掲揚位置とか、他国の国旗と併揚する場合の方法とかを定めるほか、国旗の掲揚時間は日の出から日没まで、雨天の際には屋外に掲揚しないなどの注意事項を内容とする)についての内閣書記官長通達があるのみである。さらに、国歌斉唱の際には、1937年刊「尋常小学修身書卷四」第23で、"「君が代」を歌うときには、立って姿勢をただしくして静かに真心をこめて歌わねばなりません。人が歌ふのをきいたり、奏楽だけをきいたりするときの心得も同様です。外国の国歌が奏せられるときにも、立って姿勢をただ

しくしてきくのが礼儀です。”と。また、1942年刊の「初等科修身二」2「君が代」では”祝日やおめでたい儀式には私たちは、この歌を声高く歌います。姿勢をきちんと正しくして、おごそかに歌うと、身も心も、ひきしまるやうな気持になります”とそれぞれ記述されており、今日我々の「君が代」斉唱時の態度と引き比べてみて、耳の痛いものを感じなければ幸であろう。

次に、国旗・国歌に対するマナーについて、現行法制面の検討に入ろう。①国旗掲揚について、『自衛隊の旗に関する訓令（1972年3月14日防衛庁訓令第3号）』に、国旗の区分、寸法等の制式（4条；このことは既述した）、国旗を掲揚する施設・掲揚時間（毎日午前8時から日没まで）等（5条）、部隊用国旗の位置（6条）、艦船等の使用（17条）など規定がある。②観閲式、観艦式や祝賀式などの際ににおける国旗（自衛隊旗や自衛艦旗等を含む）・国歌に対する礼式としては、『自衛隊の礼式に関する訓令（1964年5月8日防衛庁訓令第14号）』がある。この訓令のうち、国旗・国歌に対する礼式に関する規定を次に掲記してみよう。「自衛官は（以下この部分は省略する）、国旗又は自衛艦旗（外国の国旗又は軍艦旗を含む。以下「国旗等」という。）が自衛隊の施設若しくは儀式の式場等において掲揚され若しくは降下される場合又は隊の捧持する国旗等がそばを通過する場合は、これに対して敬礼〔注；頭を正しく上体の方向に保ったまま、体の上部を約10度（10度の敬礼）・約45度（45度の敬礼）前に傾けて行う。〕（第11条15）。「国歌（外国の国歌を含む。以下同じ。）が自衛隊の施設又は儀式の式場等において公式に奏楽される場合は、国歌に対する敬礼を行うものとする。」（同条16）。「国旗等、国歌に対しては、停止して敬礼を行う」（第13条3）。 「国歌に対しては、着帽している場合は、姿勢を正す敬礼〔注；気を付けの姿勢をとって行う。〕を行う。ただし、国際儀礼上特に必要があると認めるときは、当該国の礼式に従うことができる」（第17条）。「国旗等に対しては、着帽している場合であって、小銃を携行しているときは捧げ銃の敬礼を、小銃を携行していないときは拳手の敬礼（注；右手をあげ手のひらを左下方に向け、人さし指を帽のひさしの右斜め前部にあてて行う。）を行う。」（第18条）。「国旗等又は国歌に対しては、脱帽している場合は、姿勢を正す敬礼を行う。ただし、国歌に対しては、国際儀礼上特に必要があると認めるときは、当該国の礼式に従うことができる」（第22条）。「隊は、国歌に対しては、姿勢を正す敬礼を行う。ただし、国際儀礼上特に必要があると認めるときは、当該国の礼式に従うことができる」（第29条）。 「隊は、国旗等に対しては、着帽している場合は捧げ銃の敬礼（儀式に際し、国旗に対しては着剣捧げ銃の敬礼）又は拳手の敬礼を、脱帽している場合は、姿勢を正す敬礼を行う」（第30条）。「儀式（入校式・卒業式等）は、自衛艦において行う場合を除き、通常、国旗のもとで執行するものとする」（第53条2）。「栄誉礼は、受礼者が栄誉礼を行うべき場所に到達したとき及びこれを離去するとき、儀じょう隊又は儀式に参列する隊が受礼者に対して捧げ銃の敬礼を行い、同時に音楽隊又はらっぱ手は、天皇に対しては「国歌」1回を、外国の高官等に対しては受礼者の本国の国歌及び「国歌（注、君が代）」並びに「栄誉礼冠

譜」及び「祖国」を, ···· 奏する」(第78条)。と相当に詳細な規定が設けられている。もっとも、これらの国家の象徴たる国旗・国歌に対するマナーは、自衛官という国家と特殊な関係にあって「愛国心」や「国への忠誠心」が要求される公務員に対してのみ適用され義務づけていると考えるべきであって、われわれ一般市民にまでこの作法どおり行うことを要求しているとは到底考えられない。

「愛国心」や「国への忠誠心」の高揚を目的とする教育的側面を強調して公立学校の教職員や児童に対して、入学式などの学校行事に国旗掲揚として「日の丸」を、国歌斉唱として「君が代」をカリキュラムに取り込む89年の改訂指導要領には、どうしても日本国憲法が保障する基本的人権、特に「思想・良心の自由」とのかかわりあいが問題となってくる。この間の解釈に関連して、(I)基本的には、児童生徒は学校に入学した以上、学校の方針に従って教育を受け、教育活動に参加し、教師の指導に従わなければならぬ義務を負っている。学校は集団的な教育機関であり、基本的には個人のわがままで一部のすきな授業だけ受けるというようなことは認められない。子供達が個人の事情でバラバラな行動をとった場合、教育機関としての学校の運営に支障がでることも予想される。従って、児童生徒や父母・保護者に入学式などの意義、国旗・国歌の大切さをよく理解させ、学校の方針に従うよう説明し説得する努力が必要である。(II)このような学校の指導にもかかわらず、児童生徒が斉唱しなかった場合が問題だが、そのような場合でも仕方がないとあきらめるのではなく、学級担任の教諭等が、引き続き国旗・国歌について正しい認識をもつよう繰り返し指導するとともに、保護者とも連携を図りながら、ねばり強く適切に指導していくことが必要である。なお、入学式や卒業式において、国歌の斉唱を行うのは、今後の社会の国際化の進展を踏まえ、児童生徒にとって必要とされる基礎的、基本的な事項の1つとして学校において国歌の斉唱を行うのであり、このような内容を含む学校教育を行うことが、むしろ児童生徒の教育を受ける権利を保障することにもなる。いずれにしても、国歌の斉唱は学校の教育活動の一環として行われるものであり、このことは、個々の児童生徒の思想・良心の自由とはなんらかかわりあいのないものである。(III)教師については、公務員として上司の職務命令には忠実に従う義務があり、入学式など教育課程の一環である教育活動については、本来率先して児童生徒に模範を示さなければならない立場にある。特に、音楽の教師であれば、ピアノを引いたり、歌唱指導を行うのは当然の職務である。たとえ反対の個人意見を持っているとしても、入学式などの大切さを考えれば、当然教師として協力しなければならないと思われる。校長としては、この点を十分説明し理解と協力を求めねばならない。ただ、斉唱という行為、歌うという行為を強制することは事実上難しいと思われる。そのような場合でも、少なくとも式の雰囲気をこわすことのないよう十分な注意が必要である。と説明されている(前掲『学校経営』)。

アメリカは、我が国と違って、「星条旗」を1777年6月14日に「国旗」と定め、合衆国の法律には「国旗に対する『宣誓』(36U. S. C. §172)」の規定及びそれぞれの規定が設けら

れでいることについては前述したところである。

1943年、West Virginia 州の教育委員会が、公立学校の正規の授業の一部として国旗敬礼行事の実施規則を定めた。それはこの行事に参加しない児童・生徒の退学処分を含むものであった。しかし、エホバの証人派の信者である Barnette 家の子弟は、その宗教上の信念からこの行事への参加を拒否し、ために退学処分や警告処分をうけたため、星条旗に敬礼を強制するのは、個人の自由、良心の自由を侵すもので、憲法違反を主張した事件(West Virginia State Board of Education v. Barnette. 319U. S. 624 (1943)) で、合衆国最高裁判所は国旗への敬礼の強制を表現の自由の問題と捉え、それは憲法に反すると結論して、次のように述べた。「もしわれわれの憲法という星座の中に不動の星があるならば、それはいかなる地位の公務員でも、政治やナショナリズムや宗教その他思想に関する事柄について、何を正統とするかを決めるることはできないということであり、また、市民に言葉や動作によってそれへの忠誠を誓うことを強制することはできないということである。……国旗への敬礼と宣誓を強制する地方当局の行為は、その権限を定めた憲法上の限界を超え、修正第 1 条がすべての官憲の統制から守ろうとしている知性と精神の領域を侵すものである。」と。

さて、我が国の場合、国旗掲揚・国歌斉唱の義務づけ・強制と憲法規定特に思想・良心の自由（第19条）とのかかわりあいが究明されねばならない。

直接に上記に関連するリーディング・ケースは見当たらないが、國家の命令と良心の命令の相克に関して、「謝罪広告の強制と良心の自由について」（最大判1956. 7. 4 民集10. 7. 785）がある。この判示において、ある名誉棄損の民事事件に敗訴した者が、従来から『名誉ヲ回復スルニ適當ナル処分』（民723）として広く行われてきた謝罪広告「放送および記事は真相に相違しております、貴下の名誉を傷つけ御迷惑をおかけいたしました。ここに陳謝の意を表します」という文面の「謝罪広告」を本人の名で新聞紙上等への掲載を命じた判決に対して、この謝罪広告の掲載を強制することは、本人の道徳的な是非・善惡の判断の自由、つまり「良心の自由」の侵害であると主張したのに対し、2人の補足意見が『良心』とは、道徳的判断のことではないとしているものの、多数意見は本人の『良心』解釈、すなわち道徳的な是非・善惡の判断という見解を採用しつつ、"単に事態の真相を告白し、この程度の外形的な陳謝の意思表示の謝罪広告を命ずることは、本人に屈辱的若しくは苦役的労苦を科し、又は本人の有する倫理的な意思、良心の自由を侵害することを要求するものとは解せられない。"と判決した。ここでは未だ道徳的な是非とか善惡の判断とかいわゆる倫理的な意思と解しているかのようであるが、明確ではない。佐藤教授は、「良心の自由」の保障の対象範囲として宗教上の信仰に準ずる世界観・主義・思想・信条などに限定されるとし、このような解釈を示したものとして教育委員会が教員に課したいわゆる自己評定義務は思想・良心の表明を強制するものであるかどうかが争われた事件（長野地裁1964. 6. 2 判時374.8）を挙げられている。そこで"自己評定のためにはその基準と

しての一定の価値観が必要ではあるが、その価値観の全部が憲法第19条にいう『思想及び良心』にあたるわけではない。同条による『思想及び良心』の自由の保障、すなわち、沈黙の自由の保障の対象は宗教上の信仰に準すべき世界観、人生観など個人の人格形成の核心をなすものに限られ、一般道徳上、常識上の事物の是非、善悪の判断や一定の目的ための手段、対策としての当不當の判断を含まないと解すべきであるとし、思想及び良心の自由に属する価値観に基づかないで、教員がその教育活動について自己観察をすることはもとより可能である。”と。

最高裁判決（最判1972. 11. 30民集26. 9. 1746）でも、”この強制は記入者の世界観、人生観、教育観の表明を命じたものと解されず、ここで記入を求められている事項は内心的自由に重大なかかわりをもつと認めるべき合理的根拠はない”と判示している。

国旗掲揚・国歌斉唱の義務づけに違反することは、宗教上の信仰に準すべき世界観、人生観など個人の人格形成の核心をなすものではないから、「良心の自由」の保障の除外というのであろうか。我が国にはアメリカのように『宣誓』という法制的な制度がないこと、多民族国家でないこと、国家意識の高揚や国論の統一が比較的容易であることから、国家に対する忠誠心を象徴的な国旗・国歌に求める必要性に乏しいことなどが考えられ、アメリカのリーディング・ケースにみられるように、我が国においてはすっきりとした判示は期待出来ないのでなかろうか。

8) 物理的側面と象徴的言論

我が国では、外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗を損壊、除去、又は汚穢した者は、その外国政府から請求があれば処罰される（刑法第92条 外国国章損壊罪）。がしかし、日本の国旗を損壊、除去、汚穢しても、日本の刑法によってその行為自体が処罰されることはない。自国の国旗に対する侮辱行為を刑法で処罰することは、外国の立法例には多い。

1967年アメリカ合衆国議会は、その国家意識の昂揚・国論の統一といった観点から、星条旗を特別に保護する合衆国法（18 U. S. C. §700(a) (1968)），いわゆる「国旗冒瀆防止法」を制定した。もちろん1942年以来、若干の州では国旗を破ったり焼いたりしてこれを損壊する行為及び商標に用いたりする”不正・不当”な悪用行為（国旗の損壊行為）を刑罰でもって禁止していたが、ベトナム戦争以来、とくに国民の間で国旗を大切にする気持が強い合衆国では、この合衆国法の成立を契機として、今では Alaska と Wyoming 両州を除く、各州においてこの種の刑罰を科する法律（state penal code）が制定されるに至った。

その趣旨とするところは、国旗が国家シンボルとして特別に意味あるものであること、そういうものとしてこれに一定の敬意・尊敬の念を持って接するようにと国民に示唆することを内包する。言ってみれば、この防止法は国旗がシンボル→記号→メッセージ（意味を内包する表現体）であることを当然の前提として、国旗が冒瀆されないよう保護する

という建前となっている。もし国旗が何らかのメッセージを伝えているとすれば、そのメッセージに表現される意味に反対し、否認する意図で国旗を損壊する行為も、単に有体物としての国旗を物理的にこわす器物損壊行為だというだけではなく、それ自体がメッセージ、すなわち表現行為であると言えないだろうか。しばしば行為自体は表現行為ではないが、それが表現目的で行われた場合にはそれを規制することが表現の自由の問題を提起する場合がある。言葉を使わないので何らかの思想や見解を表明し伝達する行為＝象徴的言論 (symbolic speech)，例えば、生徒がベトナム戦争反対の意思を表明するために黒い腕章をつけ、取り外すのを拒否したため懲戒された事例は、むしろ純粹な言論に近く、現実の妨害や他の学生の権利との衝突がない場合 (*Tinker v. Des Moines Independent Community School District*, 393 U. S. 503 (1969)) には、合衆国最高裁判所はその行為を禁止することはアメリカ合衆国憲法修正第1条 (First Amendment) の保護する表現の自由の射程に入ると判断し、憲法違反と判断した。前述した”星条旗冒瀆防止法”や国旗・州旗の損壊を罰する州法は、絶えずこうした憲法問題が絡んでくる下地を内蔵しているといえよう。

合衆国最高裁判所は、これまでにも星条旗損壊の事例に関しての象徴的言論、特に国旗焼却行為についてはその判断を回避してきた。

カンボジア爆撃に抗議して、星条旗に平和のシンボルとしてピース・サインを付着させたうえで上下逆さまにして自宅の窓から垂らしたため、国旗の不当使用を禁止する州法違反に問われた事例 (*Spence v. Washington*, 418 U. S. 405 (1974)) や星条旗の伝統的ではない取り扱いに関する同様事例 (*Smith v. Goguen*, 415 U. S. 566 (1974) ; *Cowgill v. California*, 396 U. S. 371 (1971)) は、そのいずれも合衆国憲法修正第1条に違反するとして処罰性は否定されたが、象徴的言論としての国旗冒瀆行為の処罰性自体の憲法判断ではなかった。しかし、人権保護運動の支持者が暗殺されたことに激怒し、星条旗を取り出して、それに悪口を浴びせながら公道上で燃やしたため、訴追された事例 (*Street v. New York*, 394 U. S. 576 (1969)) では、国旗焼却の処罰可能性についての判断を留保しつつ、国旗に対してこのような発言が行われたことに対しての処罰性は否定した。

1984年大統領選挙含みの共和党全国大会が Texas 州 Dallas で開催された。Reagan 大統領の再選が取沙汰されたのはこの大会で、Reagan 政権下の政治のすべてが激しい討論の対象となった。反 Reagan 派の市民が Dallas に集結し、各所で集会や、政治的スローガンを呼び建物にペンキ・スプレーを吹きつけたり、植木鉢をひっくり返したりするデモ行進が繰り広げられた。Johnson もその一人で、こうした行為には無関係であったが、誰かが抗議の的であった建物の旗掲揚柱から持ってきた星条旗を受け取り、デモ行進の終点である Dallas 市庁舎前で、旗を広げて、灯油をかけて燃やしたとして州法 (Tex. Penal Code Ann. §42.09(a)(3)) 違反に問われた事例が起きた。旗が燃やされている間、デモ参加者からはアメリカと国旗に侮辱的なスローガンが呼ばれていた。この間、負傷させられた者、あるいは、身体に危害を加えると脅迫された者はなかったが、国旗焼却を目撃した証人の何

人かは著しく感情を害されたと証言している。デモが解散したあと、目撃者の一人が燃やされた国旗の残骸を集め、自宅の裏庭に埋めたという。

州裁判所は陪審裁判の結果、Johnson に対して1年の禁固と2,000ドルの罰金（class A misdemeanor としては最も重い刑）を宣告した。Johnson は、州法が本来自由であるべき言論の権利に対して違憲、違法な制約であること、審理の過程において公平な裁判を受ける権利を否定されたことを主張して上訴した。ところが、州最高裁判所は Johnson の行為に適用されるかぎりにおいて前記の州法は違憲であるとした。1989年6月、合衆国最高裁判所も今度は国旗焼却行為を憲法問題として捉らえて「政治的な意見表明として国旗を燃やすのは、合衆国憲法修正第1条で保障された権利である」（Texas v. Johnson. 109 S. Ct. 2533 (1989)）（首席裁判官及び3名の裁判官の反対意見があり、結局5対4の僅差で）として州最高裁判所の判決を支持し、州法を違憲無効とした。

この判決は国旗を大切にする気持の強いアメリカ国民に、インパクトを与えるとともに激しい反発となった。そこには「国旗に忠誠を誓わないので爱国心に欠ける」という考え方方が根強く支配し、合衆国議会においても議員の「爱国心」は、判決の翌日、上院で「判決は極めて失望すべきもの」とする決議案を97対3という圧倒的多数で可決させ、次いで議会は国旗冒瀆に関する新たな法律を通過させ、この判決に対抗した。

新法（Flag Protection Act of 1989）はメッセージとしての「国旗」ではなく、物理的な存在・物としての「国旗」を保護し、物理的な破損行為そのものを禁止することを目的としたのである。

18U. S. C. §700(a) (1)合衆国の旗を、故意に（公然と）、破損、汚損、物理的に汚し、焼却、床または地面に置き、踏みつけ（ることによって故意に侮辱した者には、本篇の規定する（1,000ドル以下の）罰金、1年以下の禁固のいずれか、もしくは、両方を課す。

(2)本項は、使い古され、もしくは、汚れてしまった旗の処分に該当する行為を禁止するものではない。

(3)本条項における「合衆国の旗」とは、（平均的な人がそれを見て、とくに考えることなく、アメリカ合衆国の flag, standards, colors, ensign であると信じ得る）その素材、大きさのいかんを問わず、合衆国の旗、もしくは、（その写し）、その一部分として、（アメリカ合衆国の旗を意味するものを含む）通常掲揚されている形態を意味する。

※（下線部分が改正により新しく挿入された箇所、括弧部分が削除された箇所である）

この法律が成立する以前では、ブッシュ大統領や共和党議員の間で、最高裁判所の判決を覆して国旗を保護するため唯一の確実な方法として、憲法を改正して「国旗」については表現の自由に例外規定を設けて、修正第1条の一般保障は適用しないことにしようと提案された。上・下院とも過半数の賛成を得られたものの、結局、憲法改正に必要な議員数

3分の2以上の賛成が得られなかった。

しかし、こうした1989年制定の新法も国旗焼却行為のなかには、象徴的言論としてのある種のメッセージが込められていることには変わりはないのだから、これを禁止することはやはり憲法の保障する表現の自由とかかわりあうことになる。

さっそく公然と国旗を焼却することにより、あえて刑事被告人となった事件が起きたのである。前記の新法が発効した日、この法律に反対する4人が、Seattleの郵便局の星条旗を燃やして同法違反で起訴された。ところが、Seattleの合衆国地方裁判所の段階で、新法は違憲無効とされ、合衆国最高裁判所に持ち込まれた結果、1990年6月、またもや、5対4の差で、新法は表現の自由を侵害するものとして違憲無効が支持された。判決は述べる。「彼らは憲法で保障された表現の自由を行使しただけである。星条旗が我が国の自由の象徴であり続けるためには、われわれは旗を振る権利と同様に、旗を損う権利を守らなければならない。」と(United States v. Eichman, 58 U. S. L. W. 4744 (1990))

最後に、我が国における「日の丸」引き降ろし・焼き捨て事件に触れてみよう。

1987年10月、第42回国民体育大会（那覇国体）のソフトボール会場となった読谷村は42年前の沖縄戦で米軍が最初に上陸した地で、数多くの犠牲者を出したこともあり、日の丸・君が代に反発する村民感情が強い。同年3月の読谷高校の卒業式でも、「日の丸」掲揚を強行しようとした校長に女生徒一人が反発、舞台に立てかけた「日の丸」を持ち去り、泥まみれにして捨てるという出来事があったところである。同村が国旗の掲揚も国歌の斉唱もしないことで、日本ソフトボール協会が会場の変更を申し入れるなどした経緯があったなかで、開会式が行われたが、式の途中、「日の丸」が掲揚されたあと、黙禱していた間に、突然男性（知花晶一氏（当時39））が高さ約20㍍の掲揚台に登って日の丸を引き降ろした。すぐに引き裂いて、ポケットからライターのようなものを取り出して焼き捨てるという事件が起きた。

本章の冒頭でも述べたが、アメリカと異なり、国旗冒瀆防止法など国旗の保護を図る法制定がなされていない我が国では、国旗に対する冒瀆ないし損壊する犯罪を処罰する規定がない。したがって、この男性を処罰せんがために器物損壊罪（刑261）・建造物侵入罪（刑130）を適用して起訴し、現在も沖縄地方裁判所に係属して審理中である。

果たして我が国裁判所は、この「日の丸」引き降ろし・焼き捨て事件に対して、その行為を象徴的言論と捉らえて、憲法規定（表現の自由）とのかかわりを認めてくれるであろうか。

〔後記〕1922年12月30日成立したソビエト社会主义共和国連邦は、1991年12月25日、ゴルバチョフ大統領の辞任によって消滅し、「独立国家共同体」（CIS）が創設され、クレムリン内の政府庁舎に揚がっていたカマとハンマーの旧ソ連国旗の“赤旗”が降ろされ、代わって白、青、赤三色のロシア国旗が揚げられたことが報ぜられ、冒頭本文を補足する。

〈参考文献〉

- 杉本 裕明 「『日の丸』『君が代』ことはじめ」 月刊「本の窓」3,4 '91
- 奥平 康弘 「アメリカの国旗をめぐる最近の憲法問題」 月刊「本の窓」3,4 '91
- 山住 正己 「学校と日の丸・君が代」 岩波ブックレットNo.171
- 暉峻 康隆 「日の丸・君が代の成り立ち」 岩波ブックレットNo.187
- 教科書問題を考える市民の会 「世界の国旗と国家」 岩波ブックレットNo.189
- 日本体育協会監修「現代スポーツ百科事典（オリンピック憲章）鈴木良徳訳」
- 伊藤 正巳編集代表 「国民法律百科大辞典」
- 平凡社 「大百科事典」
- 国際法学会編「国際法辞典」
- 田中 英夫編集代表 「英米法辞典」
- 松井 茂記 「アメリカ憲法入門」
- 井上義昌編「英米風物資科辞典」
- 所 功 「国旗・国歌の常識」
- 歴史教育者協議会編 「日の丸・君が代・天皇・神話」
- 市川須美子「新学習指導要領の法的検討」 ジュリスト（No.934）
- 市川須美子「伝習館高校事件最高裁判決」 ジュリスト（No.959）
- 紙谷 雅子 「象徴的言論としての国旗の焼却」 ジュリスト（No.963）
- 清水 隆雄 「国旗冒瀆防止法」（海外法律情報） ジュリスト（No.947）
- 篠川 紀勝 「謝罪広告の強制と良心の自由」 別冊法学教室
- 初宿 正典 「良心の自由と謝罪広告の強制」 憲法判例百選Ⅰ（第2版）
- 佐藤 功 「憲法」「新版」（上巻）
- 伊藤 正巳 「憲法」
「内閣制度百年史」（上巻）
「朝日・読売・毎日の各新聞報道より」
- 奥平 康弘 「ヒラヒラ文化批判」
- 「109 SUPREME COURT PEPORTER (Texas v. Johnson. Cite as 109 S. Ct 2533 (1989))」
- 文部省 「指導計画の作成と指導の工夫」 小学校・中学校特別活動指導資料

On each side-view of the 「Hinomaru」 and 「Kimigayo」 for the Japanese flag and anthem

Hiroshi KAGEYAMA

Faculty of Liberal Arts and Science,

Okayama University of Science,

Ridai-cho 1-1, Okayama 700, JAPAN

(Received September 30, 1991)

Revised course of study in 1989 write expressly, that it must guide to do the national flag's display and anthem's chorus at the school-ceremony of entrance or graduation and so forth.

"The Hinomaru and Kimigayo", however, has not prescribing statutes to be our national flag and anthem.

The goverment authority said in the Diet, that the Hinomaru and Kimigayo has become permanent fixture with our Nation as Japanese flag and anthem.

From an educational point of view, this legal obligation of the Japanese flag's display and anthem's chorus may infringes on the teaching staff and pupil's freedom of the concience or expression. (19·21 article of the constitution) Such freedom, of cours is not absolute.

It follows as legal consequence, flag and anthem as mark has come to be the visible or audible symbol embodying our Nation. It does respect to those symbol, and never does not irreverence or desecration to the national flag and anthem.